

規則の目的

- すべての学生は英語学習を中心とした生活を送ることが求められます。適切な学習環境を維持し、学習風紀を阻害する恐れがある行為を規制するために本規則が設けられています。
- 共同生活において相互の理解と協力が求められるため、共同生活を阻害する行為を本規則にて規制しています。
- 学生の安全を確保し、トラブルを予防する理由から、本規則により学生の行為に規制が設けられています。

本規則への同意と遵守

必ず本規則をお読みになり、同意とご理解の上でご入学ください。入学手続き中、および在学中は、本規則を遵守して頂くことが義務付けられます。本規則に同意および遵守をする意志がない方の入学はできません。

A. 入学登録・到着・延長に関する規則

1. 入学登録

- 申込者は、当校および提携代理店（以下、登録窓口）を通じ、入学手続き等の留学サポートを受けることとします。
- 申込者に以下の定める事情がある場合、学校は申し込みを解除できるものとします。
 - 指定期日までに学校が求める情報、書類の提出、費用の支払いを行わない場合
 - 登録窓口もしくは学校から申込者に連絡がつかない状態となり、入学が行われない恐れがある場合。
 - 学校に虚偽の報告（住所、氏名、年齢、性別、国籍、持病、介助の必要等）を行っていた場合。
 - 未成年の学生が、親権者（保護者）その他の法定代理人の同意を得ていない場合。
 - 申込者が渡航およびフィリピンへの入国条件を満たしていない場合。
 - 過去に学校および関連企業が提供するサービスの利用において規則違反にあたる行為、問題とみなされた行為があり、学校が入学を認めるべきではないと判断した場合。
 - 申込者および申込者が所属する企業や団体が反社会的勢力等（暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成）の場合。また、反社会的勢力に自己の名義を利用させ、申し込みを行った場合。
 - その他、学校が認める理由がある場合。
- 学校が既に入学登録を受理している場合、その期間と重複する入学登録を他の登録窓口を通じて行うことはできません。申込者が登録窓口の変更を希望する場合は、その理由を学校に通知する必要があり、その理由によっては変更が許可されない場合があります。
- 身体にハンディキャップ、アレルギー、持病、精神疾患等がある場合、申し込み時にその症状や注意事項、特別な対応の必要性の有無を細かく書面で伝える必要があります。また、学校が求める場合は、誓約書および医師の診断書の提出が必要です。その内容によっては、安全上の観点から入学が認められない場合があります。

2. 空港ピックアップサービス（セブ空港へのお迎え）

- 事前にフライトスケジュールを連絡しなかった場合、また事前連絡なくフライトスケジュールが変更となった場合、空港ピックアップサービスを利用できません。

3. 入退寮

- 原則として入寮および退寮日は以下の通りとします。

入寮日　日曜～月曜 6:00 AM (セブ空港への到着予定期刻で判断)

退寮日　土曜 12:00 PM

- 前泊および延泊は原則各一日までとなり、事前予約が必要です。なお、前泊および延泊は、部屋の予約状況によって別タイプのお部屋、もしくは外部の宿泊施設となる場合があります。またやむを得ずお部屋の用意ができない場合があります。
- 部屋は同じタイプであっても広さ、形状、日当たり、設備の新旧、ルームメイトの国籍等が異なります。原則としてお部屋のタイプのみ選択可能で、個別のお部屋を選択することは出来ません。
- 複数人部屋において使用するベッドや収納の位置については、ルームメイトと話し合いの上で決めることとし、事前に指定することはできません。

4. 延長

- 現地で留学期間の延長を希望する場合、1週間以上前に申請しなければなりません。なお、申請時点での空室状況により延長ができない場合があります。
- 延長手続きは、原則入学申込を行った登録窓口が行うことになります。学校が認める事情以外で登録窓口を変更することはできません。

5. 保険加入の義務

- 学生は在学期間すべてを補償期間とする海外旅行傷害保険に必ず加入することとします。学校が学生が支払うべき医療費や損害賠償金を支払うこと、立替えることは一切ありません。
- クレジットカードの利用付帯保険を利用する場合は、保険適用条件を確認しなければならず、また必ず旅費のカード払いを証明出来るもの(カード利用明細書など)を準備しなければなりません。

B. 費用の支払い・返金に関する規則

1. 支払い

- 学校が指定する入学前支払い費用を登録窓口が指定する方法で支払うこととします。
- 開始日の14日前以降に日程を変更する場合、申込者は所定の変更手数料を支払う必要があります。ただし、変更内容に留学期間の延長が含まれる場合は除きます。

2. 返金

- 留学の解約は、開始日以前は登録窓口に、開始日以降は学校に申し出ることとし、その申し出が営業日(平日の月～金曜)を過ぎた場合は翌営業日を受理日とします。
- 学校が定める返金規定(下記)の他に、学生と登録窓口が締結した契約内容に基づいて返金が行われます。返金条件は申込み時に登録窓口に確認することとし、申込者が確認しなかったために被った損害について学校は一切の責任を負いません。

返金規定

解約時期を問わず

- 入学金の返金は一切行わないものとする。
- 返金において金融機関より徴収される手数料はすべて学生の負担となります。

解約時期が開始日前

申し込み期間のコース料金総額(授業料および寮費)に対して、以下の返金となります。なお、開始日は入寮予定日もしくは入学予定日のいずれか早い方とする。

- 開始日の15日前までにキャンセルした場合は100%を返金することとする。
- 開始日の8日前までにキャンセルした場合は70%を返金することとする。
- 開始日の7日前から前日にキャンセルした場合は8週以内の期間分は50%、9週以上の期間分は70%を返金することとする。

解約時期が開始日以降

残存期間のコース料金総額に対して以下の返金とする。なお、1週未満は切り捨てとなり残存期間に含まれない。

- 残存期間の内、4週以下の期間分は返金なし、5～12週の期間分は50%、13週以上の期間分は70%を返金することとする。

例：開始日以降にキャンセルし、残存期間が16週間(コース料金総額が100万円)だった場合

残存期間	1～4週分(4週間)	5～12週分(8週間)	13～16週分(4週間)
返金率	0%	50%	70%
計算式	100万円÷16週×4週×0% =0円(A)	100万円÷16週×8週×50% =250,000円(B)	100万円÷16週×4週×70% =175,000円(C)

返金総額	(A+B+C) 425,000円
------	------------------

2. 変更に伴う費用の支払いおよび返金

- 学校は学生が追加料金を必要とする変更を希望した場合、料金支払い後にサービスの提供を開始します。
- 入寮後に学生の都合により登録内容より低額となるコースや部屋タイプに変更する場合、一部例外を除き差額の返金はありません。

3. 休学による返金

- 留学の中止の際に返金を行わず1年以内の再入学の権利を有することを休学とします。休学からの復学時には残存期間（1週未満は切り捨て）の受講が可能です。
- 休学中に学生が復学しないことが確定した場合、もしくは休学期間が1年を超えた場合は、休学申請を行った時点における返金規定の内容にもとづき返金されます。

4. 退学による返金

- 学生が学校規則および法令違反により退学処分になった場合、学校は一切の返金をしないこととします。ただし、“D. 罰則に関する規則 4項”に基づく場合に限り、返金規定に則り返金されます。

5. 公的申請費用 (SSP / E-CARD / VISA / ACR I-CARD等)

- すべての学生は学校が指定するSSPおよびE-CARDの発給申請費、入国から30日を超えて滞在する場合のVISA延長費、入国から滞在59日を超える場合のACR I-CARD発給申請費を前払いにて学校に支払うこととします。

6. 電気代 / 水代 / 共益費

- すべての学生は学校が指定する金額の電気代、水代、共益費を前払いにて支払うこととします。電気代は部屋定員ごとに使用上限電力量が定められており、それを超過した場合は超過分を支払うこととします。
- 複数人部屋における超過分の電気代支払額は、滞在人数での均等按分(割り勘)となります。同室の学生全員の合意がない限り、按分割合に異議を申し立てることはできません。

7. 保証金 / 原状回復費用

- すべての学生は、保証金として入学時に学校が指定する金額を支払うことが義務づけられています。
- 保証金は退寮される週の卒業式後に返却され、学生の要望による早期返金は一切行いません。
- 退寮までに設備や備品に破損や欠品があった場合、原状回復のための修繕費や購入費、それに伴う費用すべてを差し引いた保証金残額を返金します。保証金を超える原状回復費用が必要な場合、学生は不足分の実費を負担しなければなりません。

8. その他の費用

- 学生は教材代や前泊および延泊代など、学校が指定する金額を前払いにて支払うこととします。

9. 支払いの遅延

- あらゆる請求に対して支払いが遅延し、学校が悪質と判断した場合は入学拒否、授業停止、外出禁止、退学処分などの措置を行う場合があります。また、登録窓口を通じて支払いを行い学校が受領を確認できない場合においても同様です。

C. 授業・生活・外出に関する規則

1. 授業に関する規則

a. 授業 - 重要規則 (違反点数 2)

- 講師や他の学生、職員への誹謗中傷、粗暴な言動、乱暴行為、喧嘩、嫌がらせ、ハラスメント、過度な母語の使用など、円滑な授業進行を妨げる行為は厳しく禁じます。
- 特定の人種・民族・政治・思想・信仰・ジェンダー・容姿に関する意思表明の内、差別的または攻撃的、他者と軋轢を生む内容は一切認められません。
- 学校を通さず講師に直接授業を依頼することは禁止されています。また、講師とのオンラインでの授業も禁止します。

b. 授業 - 一般規則 (違反点数 1)

- 授業には露出度の高い服や寝間着と見なされる衣類など受講に相応しくない格好での出席はできません。

- 教室内の飲食は、衛生上の理由から飲み物以外を禁止とします。
- 特別の理由および学校の許可が無い限り、授業中の退出および授業を放棄することはできません。

c. 授業 - 欠席・遅刻規則（違反点数 1）

- 無断での遅刻および欠席は禁止されており、学校に事前連絡を行う必要があります。なお、体調不良により事前連絡が難しい場合に限り、その当日中にオフィスへの報告を行うことで無断遅刻、欠席と扱われません。
- 出席率が90%を下回った場合、学校職員が面談を行う場合があります。

d. 授業 - セミ・スバルタ規則

学習風紀を維持するために下記の規則が適用されます。ただし、学校外に滞在する者や親子留学など学校が認める場合に限り適用されません。

- 平日の月 - 木曜に行われる小テストにて基準点に達しなかった場合、もしくは受験しなかった場合。
- 平日の月 - 木曜の必修授業に出席しなかった場合。

上記の内容に該当した場合、下記の罰則を適用します。

当日の外出禁止

2. 生活に関する規則

a. 生活 - 重要規則（違反点数 2）

- 一切の理由を問わず、異性の部屋に立入ること、異性を部屋に立入らせることを禁止します（家族関係など事前許可がある場合を除く）。
- 一切の理由を問わず、外部寮（ホテルおよびコンドミニアム）の他者の部屋に立入ることを禁止します（家族関係など事前許可がある場合を除く）。
- 学校敷地内での飲酒および酒類の持込みを禁じます。
 - 満18歳未満の未成年者(高校生は満18歳に達していても含む)による飲酒は学校内外を問わず厳しく禁止されており、“D. 罰則に関する規則 2項”に基づき退学処分となります。
 - イベント等により、学校が別途定める規則に基づき飲酒が許可される場合があります。
- 学校敷地内における一切の性的接触やそれに準ずる行為を禁止します。
- 業務外の目的で講師および職員を部屋に入室させる行為を禁止します。当該講師および職員は解雇処分となる場合があります。
- 蚊取り線香、アロマやお香など火を使うものや調理コンロの利用は禁止します。
- たばこ（電子たばこを含む）を指定場所以外で喫煙することを禁止します。
 - 満18歳未満の未成年者(高校生は18歳に達していても含む)による喫煙は学校内外を問わず厳しく禁止されており、“D. 罰則に関する規則 2項”に基づき退学処分となります。
 - 指定場所においてもたばこの灰、吸い殻を灰皿以外に捨てるなどを禁止します。
- 非常時以外にベランダを通じて他の部屋のベランダに立ち入ったり異なる階に移動すること、非常口および避難はしごを使用することを禁止します。
- 保安上および権利関係の理由により、オフィスや教室内において職員や講師の許可なく録音や撮影を行うことを禁止します。
- 学生間での物品の売買および金銭貸借は禁止されており、これによりトラブルに発展した場合や学校が規制する場合は罰則対象となります。
- 学校より敷地内への立ち入り許可を受けていない者を引き入れる行為を禁止します。
- その他、暴力や暴言、喧嘩、根拠の無い噂や不合理な噂を流布し過度に他の学生の不安を煽る行為など、学校内の風紀を乱す恐れのある行動および発言を禁止します。なお、法律に違反する場合や学校の運営を阻害すると判断された場合、“D. 罰則に関する規則 2および3項”に基づき処分されます。

b. 生活 - 一般規則（違反点数 1）

- 夜11時以降、他の学生の部屋への入室は、同性の部屋であっても禁止とします。

- 夜10時から朝6時まで、キャンパス内全域において大きな音を立てたりすることを禁止します。会話、通話、運動の騒音や音楽や動画の再生、家電機器の作動音、歩行やドア等の開閉など生活音に配慮しなければなりません。
- 食堂で提供される食事や食器類、図書類や家具類などの校内の備品を許可なく部屋に持ち込むことを禁止します。共用の清掃用具については、使用後速やかに指定箇所に返却しなければなりません。
- ベランダや廊下等の共用部に洗濯物を干すこと、私物を置くことを禁止します。禁止場所にある洗濯物や私物は回収され忘れ物として管理されます。
- 複数人部屋の室内運用ルールについては同室の学生間で制定することとしますが、著しく他者のスペースを侵害する行為、学生間でのルールの制定や遵守を拒む行為、理不尽と解釈されるルールの制定、また学校規則や公序良俗に反するルールの運用は禁止します。
- 職員以外の立ち入りが認められていない場所に許可無く出入りすることを禁止します。
- 自習室や食堂など共用スペースを私的に占有することを禁止します。共有スペースに置かれた私物は即座に忘れ物と扱われ、落とし物置き場にて管理されます。なお、他人の忘れ物を無断で利用することは、“D. 罰則に関する規則 3項”に基づき処分される場合があります。
- 室内に調理機器を持ち込んで調理することは禁止します。
- 学校内の設備および備品を破損させることを禁止します。
- トイレや排水口に本来想定されていない異物を流すことを禁止します。なお、トイレにトイレットペーパーを流すことはできません。
- 学校敷地内で猫や鳥などの動物に餌をやる行為、動物を飼ったり招き入れる行為を禁止します。
- 公共スペースで寝る行為、自習室、休憩所、遊戯施設などを長時間占有することを禁止します。
- 酩酊状態で学生寮を含む建物内(トイレを除く)に入ることを禁止します。
- プールでは下記の行為を禁止します。
 - 水着を着用せずに利用すること。
 - 水を汚染させる恐れがある行為。
 - プールへの持ち込みが許可された物（浮き輪やビーチボールなどの遊具、ゴーグル）以外を入水させること。
 - 飛び込みや他者を投げ込んだり突き落としたりするなどの危険な行為。
 - 幼児および小学生が監督者なしで利用すること。
 - 酒酔い、体調不良、感染症の可能性を有する症状がある状態で利用すること。
 - 体を拭かずに濡れたまま屋内に入ること、自室以外で着替えを行うこと。
 - 水着のままみだりに公共スペースを歩きまわること。
 - 許可された時間外に利用すること。
 - その他、職員が不適当とみなした行為。

3. 外出に関する規則

a. 外出 - 重要規則（違反点数 2）

- 学校が許可した場合を除き、講師との外出は学生と講師あわせて3名以上である必要があります。それ以外の状態での外出はトラブル防止のために禁止されており、当該学生と講師は処分対象となります。

[補足条項]

- 当初上記に違反しない外出であっても、参加者の欠席や途中での帰宅により、上記に違反する状態となった場合も該当します。この状態になった場合は速やかに解散しなければなりません。
- 同性同士であっても学生と講師の2人だけでの外出は禁止となります。

b. 外出 - 一般規則（違反点数 1）

- 外出の際は必ず警備員に学校発行の自身のIDを提示し、名前、行き先を伝えなければなりません。
- 授業時間中の外出は原則禁止となり、正当な理由がある場合のみ認められます。
- 安全上の理由により、過度に華美な服装の場合（肌の露出が多い服装、装飾品、ギャング風ファッショ、差別や挑発的な文言やデザインが書かれたTシャツ等）は、警備員および職員より着替えが指示され、従わない場合は外出が制限される場合があります。

- 外泊は原則として休前日のみ認められています。宿泊を伴う外出をされる方は、オフィス営業時間内に申請許可を受ける必要があります。平日に旅行を希望する場合は、オフィスにご相談ください。
- 安全上の理由により、原則未成年（18歳未満）および高校生の個人的な事情による外出は許可されません。ただし、保護者が同行する場合、または保護者より所定の申請書の提出による許可があり、かつ成人が同行する外出の場合に限り許可されます。
- 安全上の理由により、酩酊状態になるまでの飲酒を禁止します。
- 安全上の理由により、下記の門限および開門時刻が定められています。門限から開門時刻までキャンパス内への出入りはできません。なお、旅行、帰国など当校が認める事情がある場合はその限りではありません。

	門限		開門	
	月～木曜・日曜	休前日	月～金曜	休日
成人	23:00	なし	6:00	なし
未成年・高校生	22:00	22:00	6:00	なし

D. 罰則に関する規則

1. 違反の累積による罰則

- 本規則において罰則がある条項には違反点数が設けられており、その累積点数により下記の罰則が与えられます。なお、実際に加算される違反点数および与えられる罰則内容は最終的に学校が判断します。
- 規則違反が認められた時点で、違反点数が加算され、その累積点数に基づいた罰則が適用されます。なお、卒業まで累積点数がリセットされることはありません。

累積違反点数	罰則内容
1	● 文書による警告
2	● 反省文と改善計画書の提出
3	● 職員との面談 ● 1日間の授業停止と学習課題の提出 ● 1日間の外出禁止 ● 次回違反時の処分への理解と書面での同意 ● 未成年や団体研修の場合、保護者や所属団体への報告
4	● 職員との面談 ● 3日間の授業停止と学習課題の提出 ● 3日間の外出禁止 ● 次回違反時の処分への理解と書面での同意 ● 未成年や団体研修の場合、保護者や所属団体への報告
5	● 退学 ● 未成年や団体研修の場合、保護者や所属団体への報告

2. 初回の違反で学生が退学処分となる違反（違反点数 5）

- 学校内外を問わず、満18歳未満の未成年者（高校生は18歳に達していても含む）が飲酒および酒類の所持、また喫煙する行為。
- 学校内外を問わず、満18歳未満の未成年者（高校生は18歳に達していても含む）に対して、飲酒および酒類の所持、喫煙を促す行為。

- 学校規則への違反を隠蔽するために、職員や学生を買収および恐喝する行為。
- 講師および職員に対して退職を促したり、転職を勧誘したりする行為。
- 事実無根、不合理な風説を流布し、他の学生や講師の不安をあおるような行為。
- 学校に事実無根の虚偽の報告をし、他の学生や講師、職員の名誉を傷つける行為。
- いじめ行為、喧嘩、乱暴な言動、公衆の目に触れる場所や音の発生により他者に嫌悪の情を抱かせる行為、のぞき行為、他者に不安や迷惑を覚えさせるつきまとい行為や、許可無く部屋への侵入する行為など、公共の秩序を著しく乱す行為や他者に対し著しく迷惑となる行為と学校が判断した場合。
- 校内に喫煙器具を除く燃料、火薬類の危険物、刃物やこん棒等の武器として見なされる物を持ち込む行為。
- 指定場所以外での喫煙、火気使用器具の利用、調理、電化製品の誤った利用などにより、火災を発生させる恐れがあると学校が判断した場合。
- 学校の内外を問わず、幻覚や幻聴症状や錯乱、昏睡状態を引き起こす恐れがある薬物、大麻や脱法ハーブなどの使用または所持。また、疾病や傷害の治療目的以外に医薬品を服用する行為。
- 学生が他の学生を煽動し、ビラの掲示および配布、集会を開く、ボイコットの実施、団体交渉の要求、また特定の思想や宗教への過度な勧説など、周囲に不安を与えること、学校の運営に支障を及ぼしたりする行為。
- 学校へ事前報告が必要とされる事項を隠す、もしくは虚偽の情報により入学し、その理由が悪質と学校が判断した場合。
- 学校の指示や注意に適切に従わず、悪質であると判断された場合。

3. 初回の違反で学生が退学処分となり、学校が速やかに法的措置を取る違反（違反点数 5）

- 学校の内外を問わず、大麻・麻薬等の違法薬物の所持または使用、窃盗、横領、恐喝、脅迫、暴行、詐欺、その他の違法行為。
- 学生が学校および職員に対して、運営の妨害、恐喝、脅迫、強要したりする行為。
- インターネットや掲示物、文書の配布、演説により、学校および学校関係者を誹謗中傷する行為。
- 学生が設備や備品に損害を与えたにも関わらず、その原状回復費用の賠償を拒む行為。

4. 致し方ない事情により退学となる場合

- 疾病や傷害など学校生活の継続が困難と学校が判断した場合。この事情による退学に限り、規則違反を事情としない留学の中止（キャンセル）と同じ条件にて返金することとします。

F. 免責事項

- 学校は航空機の遅延や欠航、紛争、内乱や災害、疫病、犯罪、ストライキ、当局の規制等の学校が管理できない理由によって授業などのサービスが提供できない場合、学生に対し、その補償を行わないこととします。
- 学校は貴重品の預かり、金銭貸与および銀行口座の貸し出しが行いません。学生は貴重品を鍵付きの鞄を用いるなどして自己責任のもとで管理することとし、学校は紛失や盗難に伴う一切の責任を負わないこととします。
- 学校内外を問わず、事故、盗難、事件、疾病、傷害、行政当局からの拘束に対し、学校は一切の責任を負わないこととします。
- 学校規則や以下のような安全管理の注意事項を遵守せず事件や事故に巻き込まれた場合、学校はサポートの責任を負いません。
 1. 風俗店、クラブ、接待を伴う飲食店、カジノ等の賭場、スラム、紛争地域など安全面に懸念がある場所への出入り
 2. ジープニーやバイクタクシーを利用した移動
 3. 夜間の徒歩による移動など危険がともなう行為
- 洗濯物の破損、紛失、天候を事情とする返却の遅れに対して学校は責任を負わないこととします。
- 学校の管理下において学生の所有物に破損または損傷が生じた場合、学校の故意または過失がある場合に限り、学校は学生に直接生じた損害（通常損害に限る）を賠償する責任を負います。ただし、損害の賠償は原状回復を限度とし、それを超える賠償となる当該物品の新品同等品への交換、または新品相当額の金銭的賠償は行いません。
- 学校が提供するインターネット設備は以下を了承の上で利用することとし、利用により生じた損害に対し、学校は一切の責任を負いません。

1. フィリピンのインターネット回線は日本に比べて品質面で不安定なものであり、安定した接続や快適な通信速度での利用は保証ができません。また、同時に多数の利用者がいる場合など、回線速度の著しい低下や利用ができないことがあります。
 2. 校内においてWi-Fiが提供されるエリアは限られており、学校はそのエリアにおけるWi-Fi設備の管理にのみ責任を負います。
 3. 教室内へのWi-Fiの提供は行っていますが、回線に支障がある場合に備えてオフラインでも使える辞書を用意する必要があります。
 4. 学生寮へのWi-Fi提供は行っていないため、部屋でインターネット利用を行いたい場合は、原則現地の通信SIMなどを用いた環境を自身で用意する必要があります。（部屋がWi-Fi提供エリアに隣接しているために使用できる場合がありますが、Wi-Fiを理由とした部屋の指定や変更を行うことはできません）
- フィリピンの水道や給湯器(水圧含む)、冷房機器などの設備は、日本水準の品質は保証できません。
 - 学生間で発生したトラブルにおいて、その解決は当事者間の責任によって行われるものとし、学校は問題解決の結果に対して責任を負いません。
 - 学校に学生のフライتسケジュールの管理、予約変更を行う責任はありません。
 - 祝日による授業減少に対する補償は原則行いません。祝日は原則としてフィリピン政府および自治体が定める通りとなり、運営の都合上、祝日実施日を前後させる場合があります。また、突発的かつ直前に祝日が制定される場合があります。
 - 学校は設備修繕、プール清掃、害虫駆除などを行なっています。その期間は利用できる設備の制限、工事による騒音や停電、断水、Wi-Fiの提供停止がある場合があります。

F. 権利と責任

- 学校は為替変動や政府の政策、社会的情勢等の理由で随意に授業料等各種料金を変更する権利を有します。
- 学校は学校規則、コース開始日、カリキュラム、食事メニュー等のサービスをいつでも変更し、その内容を決定する権利を有します。
- 学校規則への違反に伴う罰則の適用は、学校が事実確認および諸事情を加味し最終決定します。すべての学生は、その結果に異議を申し立てることはできません。
- 学校は感染症等の疑いがある体調不良の学生に対し授業への欠席、部屋の隔離、医療受診、帰国要請などの指示を行うことがあります。体調不良の学生は授業への欠席やマスクの着用、医療受診など感染予防に協力しなければなりません。
- 学校は運営上の事情により学生の担当講師を決定および変更する権利を有します。学校の決定に対し、異議の申し立て、返金等の補償を求めるることはできません。
- 学生は学校より提供されるサービスを受ける権利を他者に譲渡することは有償、無償を問わずできません。
- 安全管理および風紀維持のため、学校は学生の所持品を検査する権利を有します。
- 学校はフィリピン共和国の法律に違反した学生を当局に通報する権利を有します。なお、違法行為が発覚した際、学校は当局の指導およびフィリピン共和国法に基づき適切な措置を取ることとします。
- 学校は保護者や留学代理店、所属教育機関や企業に対し、学生の状況などを連絡する権利を有します。
- 学校は清掃や洗濯、設備の修繕や管理、緊急事態、学生の生命と安全が危険にさらされている恐れがある場合、重大な規則および法令違反の恐れがある場合など、必要が認められた際に事前の許可無く学生の部屋に立ち入る権利を有します。
- 学校は安全上および風紀管理の理由から、職員および防犯カメラにて公共スペースを監視する権利を有します。
- 学生は学校の指示や決定した規則に従うことが義務付けられ、学校は学校規則に基づき、指示や規則に従わない学生を処罰する権利を有します。
- 学生は規則制定がないことにおいても、常識的なマナーを遵守する必要があります（ごみは所定の場所に捨てるなど）。過度なマナー違反、職員の指示に対し是正の見込みがないと学校が判断した場合、学校規則により罰する権利を有します。
- 学生は重大な規則違反や犯罪行為を認知した場合や、学校外で犯罪や事故に遭った場合、学校に報告を行う必要があります。また学校は報告に基づく事実確認の後、必要と判断された場合は学校規則および法令に基づいた対応を行う責任があります。
- 学生は必ず朝と夕方に学生用掲示板（インターネットを利用した案内含む）を確認する義務があります。学校規則の改定や提供サービスの各種変更、情報提供などは、学生用掲示板にて告知されることを原則とし、学生が確認を怠ったことによる不利益に対し、学校は一切の責任を負いません。
- 学生は本規則の内容の説明を学校より受ける権利があります。そのため、規則に違反した際、本規則の内容を理解していないことを理由に処分を免れる行為は一切認められません。

G. 本規則における合意事項および準拠

- 本規則の事実認定や公序良俗に対する学校の判断は、フィリピン共和国および日本国の慣例に準拠します。
- 学校と学生の間で紛争が生じた場合、最終的にフィリピン共和国法を準拠法として本規則が解釈されることとします。また裁判による係争が行われる場合、学校所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。
- 本規則は2025年9月1日以降にお申込みおよび在学中の学生に適用されます。